

報告事項（1）資料

温 泉 法 に 基 づ く 動 力 装 置 の
許 可 に つ い て

大 気 水 質 保 全 課

1 経緯

- ・ 令和2年3月27日に予定していた環境保全審議会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止となった。
- ・ そのため、山梨県環境保全審議会運営規程第6条第1項に基づき、審議会長の同意を得て、令和2年2月20日開催の温泉部会の議決を審議会の議決とした。
- ・ 部会の議決を審議会の議決としたことについて、同規定同条第2項に基づき、審議会に報告し、承認を求めるもの。

2 山梨県環境保全審議会温泉部会の審議結果

(令和2年1月7日付け大水保第2050号諮問事項)

(1) 山梨県環境保全審議会温泉部会の実施日時等

日 時：令和2年2月20日（木）午前10時00分～

場 所：山梨県防災新館411会議室

(2) 審議事項

韮崎市旭町上條中割352-4における

社会福祉法人あさひ会及び（不開示情報）の動力の装置について

(3) 審議結果

結 果：条件を付して許可することが相当である。

条 件：揚湯量は1分間に200リットルを限度とすること。

理 由：動力を装置する場合の指導基準では、「揚湯量は原則的に毎分200リットル以内」としている。指導基準を超えた揚湯量について、今回申請のあった毎分320リットルで許可する特別な理由がないため、本申請における揚湯量は毎分200リットルとすることが適切である。

(4) 委員の意見等

- ・ 県から本案件について、申請者が現に毎分310リットル程度の揚湯を行っており、指導しているところとの報告があった。
- ・ これに対し、委員から、許可の条件である毎分200リットルを超えた揚湯を放置しないよう、対応を求める意見があり、県からは指導を重ねていく旨の回答があった。

資料：申請概要

申請内容	申請者名等	社会福祉法人あさひ会(山本 信)(山梨県韮崎市旭町上條中割473) (不開示情報)		
	目的	現在許可されている揚湯量毎分200リットルでは、利用施設でのかけ流しに要する温泉が不足するため、揚湯量を増加する。		
	利用計画	介護老人保健施設、民間の公衆浴場における浴用、飲用利用		
	申請地	山梨県韮崎市旭町上條中割352-4		
	掘削許可	(許可年月日) 平成6年12月7日 (自噴量) — (泉温等) (不開示情報)		
	源泉の状況	温泉用水中モーターポンプ 型式：FEH618/14-65-11	出力	11 kW
	揚湯量	毎分320リットル	全揚程	150 m
	着工予定	※既設	完了予定	※既設
	その他	—		

近隣の状況等

- 申請地は一般地域である。申請地周辺600m以内に既存源泉はない。
- 温泉及び生活排水処理：下水道及び浄化槽
- 関係自治体からの意見（照会先：韮崎市）
 - ・動力設置予定地及びその周辺（600m）における騒音・振動規制等
源泉：規制区域外
周辺：騒音規制法第2種区域、振動規制法第1種区域、悪臭防止法A区域
(介護老人保健施設)
 - ・動力装置に伴う影響及び懸念される事項
周辺住民からの騒音、振動等の苦情

申請地付近の見取り図



周辺600m以内に既存源泉はない(周辺の源泉は次のとおり)。

- ・公共の既存源泉(利用中)：北東 約1,775m
- ・民間の既存源泉(利用中)：北東 約2,035m